

議案第20号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

【要旨】

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）の施行期日については、「公布日から起算して2年を超えない範囲において政令で定める日」とされていましたが、平成27年9月2日に地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成27年政令第313号）が公布され、平成28年4月1日から施行されることとなりました。

この法律改正により、本町の例規において引用する条例の一部に条ずれが発生するため、これを修正するものです。

【改正を行う条例】

- ・ 四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- ・ 四万十町一般職の職員の給与に関する条例
- ・ 四万十町一般職の職員の旅費に関する条例

【改正の内容】

引用する条番号を法律改正後の条番号に改めます。

【新旧対照表】

○地方公務員法（抜粋）

改正後	改正前
(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)	(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)
第24条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。	第24条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。
<u>2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。</u>	<u>2 前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない。</u>
<u>3 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。</u>	<u>3 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。</u>
<u>4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地</u>	<u>4 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならな</u>

改正後	改正前
<u>方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。</u> 5 <u>職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。</u>	<u>い。</u> 5 <u>職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。</u> 6 <u>職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。</u>

○四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（抜粋）

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

○四万十町一般職の職員の給与に関する条例

改正後	改正前
（目的） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第5項</u>の規定に基づき、職員の給与について必要な事項を定めることを目的とする。 2 （略）	（目的） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第24条第6項</u>の規定に基づき、職員の給与について必要な事項を定めることを目的とする。 2 （略）

○四万十町一般職の職員の旅費に関する条例（抜粋）

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第 5 項</u>の規定に基づき、公務のために出張し、又は赴任（以下「旅行」という。）する職員に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。 2 （略）	（趣旨） 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第24条第 6 項</u>の規定に基づき、公務のために出張し、又は赴任（以下「旅行」という。）する職員に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。 2 （略）